

令和3年

第1回市議会定例会 議案第40号

函館市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

函館市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

函館市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める
条例（平成25年函館市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等の」を削り、「講ずるよう努め
なければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第3項中「前2項」を「第1項および第2項」に改め、同項を
同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、
地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第14条の2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービス
を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によっ
てサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接
影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の
機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点か

ら、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第15条の2 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条第2項中「、地域活動支援センター」を「、当該地域活動支援センター」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第20条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第19条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第20条 地域活動支援センターは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の第3条第4項および第20条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第15条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第16条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域活動支援センターの事業の基本方針および運営の基準に関する規定を整備するため